

期日	班	資料番号
11/23	1	3

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	スクールバス運行事業
担当部課	教育部学校教育課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名		庁用車管理費（小学校総務管理費）、庁用車管理費（中学校総務管理費）			事業開始年度	平成21年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度	
		乗車人数		人	245	254	147	
		導入台数		台	9	9	6	
					/	/	/	
	単位当たりコスト		事業費合計	/	バス台数	千円	4,339	4,426
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	<ul style="list-style-type: none"> ・統合した学校に在籍する児童生徒の安全確保のため、運行日数の範囲内で、適切なスクールバスの運行を実施する。 ・スクールバス12台の適切な民間委託（法定点検や修繕を含む）を継続する。 						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度	
		運行日数（うち部活等での使用） / ※最大使用日数の学校		日	569(17)/590	573(16)/590	222(6)/225	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>運行の空き時間について、バスを有効利用できないか香取市地域公共交通協議会にて検討していく。</p> <p>【今後の導入予定】 平成31年 山田小学校 13台 (合計25台) 平成32年 わらびが丘小学校 4台程度 (合計29台)</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		成田市	富里市	銚子市	匝瑳市	南房総市		
	台数	13	1	1	5	25		
	添乗員	×	×	×	小学校のみ	小学校のみ		
	運行委託	バスを含む委託	バスを含む委託	市が所有するバスを使用し業務委託	市が所有するバスを使用し業務委託:3台 バスを含む委託:2台	市が所有するバスを使用し業務委託		
	平成30年度 予算(円)	127,692,000	12,769,000	5,838,000	24,809,000	188,178,000		
特記事項	文部科学省の学校設置基準で小学校は4kmであるが、スクールバスの運行で小学校は2km以上の児童を乗車させている。							

○香取市スクールバス一覧

(平成29年度)

学校名	車名	定員 (人)	運行 開始年度	便数		備考	契約相手先
				登校	下校		
栗源小学校	三菱ローザスーパーロングCX	33	H21年度	2	2	旧高萩小 ・ 旧沢小	三陽自動車(株) ★
	三菱ローザスーパーロングCX	33		2	2		
新島小学校	トヨタハイエース通勤ターDX	14	H25年度	2	2	旧大東分校	(株)ケーヨー技工
	三菱ローザロングボディー	29	H27年度	2	2	旧湖東小	
	三菱ローザショートボディー	25		2	2		
小見川北小学校	トヨタコースターLX	26	H26年度	2	2	旧利北分校	三陽自動車(株) ★
佐原中学校	三菱ローザスーパーロング	33	H28年度	2	2	旧佐原第三中	三陽自動車(株) ★
	三菱ローザスーパーロング	33		2	2		
	三菱ローザスーパーロング	33		2	2		
合計	9台						(★:一括契約)

香取市スクールバス運行管理規程

平成27年2月25日教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、香取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管するスクールバス（以下「スクールバス」という。）の安全かつ効率的な運行管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行管理)

第2条 スクールバスの運行管理は、教育委員会が行う。

2 教育委員会は、スクールバスの運行に必要な措置を講ずるものとする。

(対象者)

第3条 スクールバスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒（以下「児童等」という。）とする。

(1) 学校統合により廃止となった学校の通学区域内の児童等で遠距離通学となるもの

(2) スクールバスを利用する児童等の学校長（以下「学校長」という。）が登下校の安全を図るうえで特に必要と認めた児童等

(3) 次条ただし書に規定する教育活動に参加する児童等

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

(運行の基準)

第4条 スクールバスの運行は、学校に通学する児童等の輸送に限る。ただし、教育活動で学校長が特に必要と認めるときは、別に定める範囲内で運行の利用ができるものとする。

2 学校長は、前項ただし書の規定によりスクールバスを利用しようとするときは、利用する日の7日前までに香取市スクールバス時間外運行願（別記様式）を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(運行計画)

第5条 教育委員会は、スクールバスの運行経路、運行時刻及び乗降場所等を定めた運行計画を学校長と協議して策定し、安全かつ円滑な運行を図らなければならない。

(保管場所)

第6条 スクールバスの保管場所は、学校長の意見を聴いて教育委員会が定める。

(運行の中止等)

第7条 教育委員会又は学校長は、次に掲げる場合は、運行時間若しくは経路を変更し、又は運行を中止しなければならない。

- (1) 気象又は道路の状況等により運行が困難であると思われるとき。
- (2) その他安全な運行に支障が生じるおそれがあるとき。

2 前項の措置は、教育委員会と学校長が協議して行うものとする。ただし、安全な運行のため緊急を要する場合は、いずれか一方の決定によりこれを行うものとする。

(運転手の義務)

第8条 スクールバスの運転手は、常に交通法規を厳守し、安全運転に努めるとともに車両の日常点検を実施し、安全を確保しなければならない。

2 スクールバスの運転手は、次に掲げる事項が生じたときは、速やかに教育委員会並びに学校長に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 事故が発生したとき。
- (2) 児童等がけがをし、又は急病のとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急を要する事態が発生したとき。

(運行業務等の委託)

第9条 教育委員会は、スクールバスの運行管理に関する業務について委託することができる。

2 前項の場合において、当該運行業務の受託者は、前条の例により適正な業務を行わなければならない。

3 業務委託における秘密の保持、スクールバスの点検整備、その他運行管理に関する必要事項は、委託契約書に明記しなければならない。

(利用者の注意事項)

第10条 スクールバスを利用する者は、運転者の指示に従い、事故のないように注意し、秩序ある態度を保持し、安全な利用に努めなければならない。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、スクールバスの運行管理に関しては、

香取市公用自動車管理規程（平成18年香取市訓令第1号）の例によるとともに、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 略